

原 村

防 災 国 民 保 護

ガイドブック



家庭保存版



「原村防災・国民保護ガイドブック」にあたって

原村地域防災計画・原村国民保護計画を策定しました。

原村地域防災計画は平成6年に策定していますが、平成14年には原村を含む諏訪地域が新たに東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されました。また、村の現状や組織編制等が変化したため、今回新たに作成しました。

原村国民保護計画は、外国からの武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国の方針に基づき村が、国、県、近隣市町村と連携協力して、迅速・的確に住民の避難や救援を行うことができるように、あらかじめ定めておくものです。原村では、国民保護協議会の委員の皆さんの意見などを踏まえ、原村国民保護計画を策定しました。

原村地域防災計画・原村国民保護計画とも、原村ホームページでご覧いただけます。

大規模な災害が発生すると、社会的混乱の中で行政の災害対応も大きな制約を受けます。阪神・淡路大震災においても、倒壊家屋などから無事救出された人の大部分が、近隣住民の活動により救出されたといわれています。

防災対策は行政だけで達成できるものではありません。住民の皆さんの日頃の備え、そして非常時には地域の皆さんの協力活動が何よりも大切です。「自分の安全は自分で守る。」という自主防災意識をもち、お互いに協力しあって、地域全体を守っていくことが被害を最小限に防ぐことになります。

この「原村防災・国民保護ガイドブック」を、目につく場所に保管していただき、防災対策にご活用をお願いします。

目次

原村地域防災計画とは	1
原村防災マップ	2
風水害 風水害の知識	4
地震 安全対策10か条	6
火災 火災防止10か条	8
自主防災組織でたちむかう	10
災害時要援護者に優しいまちづくり	11
国民保護計画のあらまし	12
非常持出品・備蓄品リスト!	15
応急手当て	16

原村地域防災計画とは

原村地域防災計画は、村の地域及び住民の生命、身体、財産を災害から保護するために、村の機関のみでなく、国の機関、県の機関、ライフライン関係、その他の防災機関が相互に連携協力して、村の地域に係る災害について予防し、被害の拡大を防ぎ、復旧等の諸施策を実施することを定めた災害対策全般にわたる基本的な計画です。また、計画の内容は、社会情勢等の変化に応じて毎年見直しを行います。

原村地域防災計画は、風水害等対策編・震災対策編・資料編からなっています。風水害等対策編・震災対策編とも、総則・災害予防計画・災害応急対策・災害復旧計画で構成されています。

震災対策編には、原村が平成14年に東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定されたため、地震防災強化計画も含まれています。

避難に関する情報を正しく理解しましょう。

・避難準備情報

住民に対して避難準備を呼びかけます。災害時要援護者（高齢者や障害者など）は指定された避難場所に避難行動を始めます。要援護者の避難を支援する人は支援行動を始めます。

・避難勧告

通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始します。

・避難指示

避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了します。

未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移ります。

原村の「避難場所」を知っておきましょう。

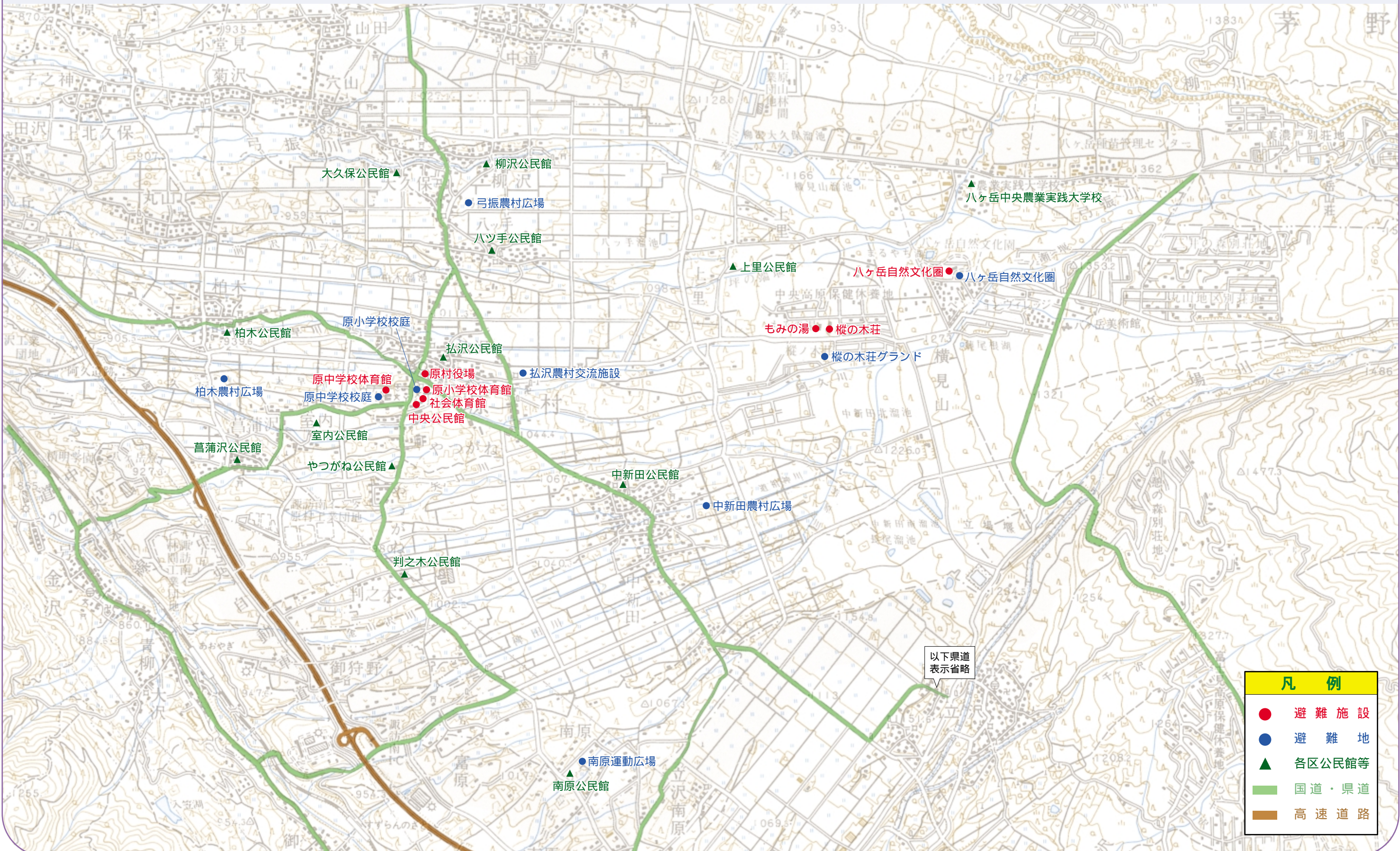
避難地	避難施設
弓振農村広場	原村役場
弘沢農村交流施設	原小学校体育館
柏木農村広場	原中学校体育館
中新田農村広場	原村社会体育館
南原運動広場	原村レストハウス樅の木荘・もみの湯
原小学校校庭	八ヶ岳自然文化園
原中学校校庭	原村中央公民館
原村レストハウス樅の木荘グランド	
八ヶ岳自然文化園	

避難地：学校の校庭や公園、緑地、広場等で災害時に自宅等が危険な場合に、一時的に避難する場所として、村が指定している公共空地等です。

避難施設：学校や公民館などで、災害時に自宅等での生活が困難な者を一時的に収容、保護する避難場所として村が指定した建物をいいます。

災害状況に応じて、他に避難所を指定する場合があります。

原村防災マップ



風水害

風水害の知識

台風

日本列島には毎年多数の台風が接近または上陸し、強風と大雨によりたびたび大きな被害をもたらします。台風情報に注意して被害が出ないように備えましょう。

台風の大きさは「風速15m/s(メートル/毎秒)以上の半径」、強さは「最大風速」で表されています。



< 風と被害 >

風速10m/s	かさがさせない
風速15m/s	看板やトタン板が飛びはじめる
風速20m/s	小枝が折れる
風速25m/s	瓦が飛び、テレビアンテナが倒れる
風速30m/s	雨戸がはずれ、家が倒れることもある

国土庁による。風速は10分間の平均風速。

< 台風の大きさと階級分け >

階級	風速15m/s以上の半径
ごく小さい	200km未満
小型(小さい)	200km以上300km未満
中型(並の大きさ)	300km以上500km未満
大型(大きい)	500km以上800km未満
超大型(非常に大きい)	800km以上

< 台風の強さと階級分け >

階級	最大風速
弱い	17m/s以上~25m/s未満
並の強さ	25m/s以上~33m/s未満
強い	33m/s以上~44m/s未満
非常に強い	44m/s以上~54m/s未満
猛烈な	54m/s以上

(気象庁による)

集中豪雨

集中豪雨は、短時間のうちに狭い地域に集中して降る豪雨のことで、梅雨の終わりごろによく起こります。狭い地域に限られ突発的に降るため、その予測は比較的困難。中小河川の氾濫や土砂崩れ、がけ崩れなどによる大きな被害が予測されます。がけ付近や造成地、扇状地などは気象情報に十分注意し万全の対策をとるようにしましょう。



阿久川の護岸崩落
(平成18年7月豪雨災害)

原村の主な災害の記録

災害種別	風害	水害及び冷害	水害	雪害	水害
災害年月日	S34.9.27	S57.7.28~8.2及びS57.7~	S58.5.17・8.17・9.28	H10.1.15~16	H18.7.17~7.19
災害原因	台風15号(伊勢湾台風)により雨を混えた強風	集中豪雨・台風10号・異常気象による冷害	豪雨 5号台風 10号台風	豪雪 1月16日9時現在 積雪量96cm	豪雨災害
被害状況	家屋半壊603戸・小学校体育館大破等	河川・道路・農地・農業用施設損壊等農作物被害	河川・道路・農地・農業用施設損壊等	パイプハウス・鉄骨ハウス倒壊等	河川・道路・農地・農業用施設損壊等

気象注意報・警報・情報

注意報・警報とは

大雨などのときに発表される注意報や警報は、各地域の住民に注意を呼びかけ、災害による被害を最小限に食い止めることを目的としています。

注意報は災害が起こるおそれのあるときに、警報は重大な災害が起こるおそれのあるときに発表されます。

気象注意報・警報・情報の種類

	種類	発表の時期
注意報	風雪 強風 大雨 大雪 濃霧 雷 乾燥 なだれ 着氷(雪) 霜 低温 融雪 高潮 波浪 洪水 浸水など	災害が起こるおそれがある場合
警報	暴風 暴風雪 大雨 大雪 高潮 波浪 洪水 浸水など	重大な災害が起こるおそれがある場合
情報	台風 低気圧 大雨 大雪 少雨 長雨 低温 日照不足など	注意報・警報を補完する必要がある場合など

気象情報とは

気象情報は注意報や警報に先立って注意をうながしたり、注意報や警報が発表されたあとの補足や防災上の注意を解説する場合などに発表されます。

諏訪地域の大雨警報の基準値

1時間降水量	3時間降水量	24時間降水量
40ミリ以上(ただし、総雨量が80ミリ以上)	60ミリ以上	70ミリ以上

大雨警報は、1時間、3時間または24時間雨量のうち、いずれかの雨量が基準値を超えた場合を対象とする。(気象庁資料より抜粋)
【長野地方気象台では、平成20年度出水期を目的に新たな基準値の設定を計画しています。】

土砂災害警戒情報とは

長野県と長野地方気象台が共同して発表する新たな防災情報です。大雨警報発表後も、雨が降り続き、土砂災害の発生する恐れが非常に高まったときに発表となります。

住民の皆さんの避難準備、自主避難の判断材料となることを目的としています。

なお、長野県ホームページの

「砂防情報ステーション」<http://133.105.11.45/index.html>

には、随時、危険箇所や災害発生の危険度を表した最新情報を提供しています。また、雨の状況等もリアルタイムで提供しています。携帯電話でも見ることができますので、日頃から参考にして頂くと共に、

大雨時にはご利用ください。

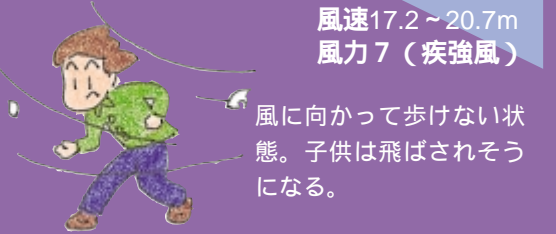
各電話会社のアドレスは次のとおりです。登録しておくとう便利です。

- iモード用
<http://133.105.11.45/i/>
- SoftBank用
<http://133.105.11.45/v/>
- Ezweb用
<http://133.105.11.45/e/>

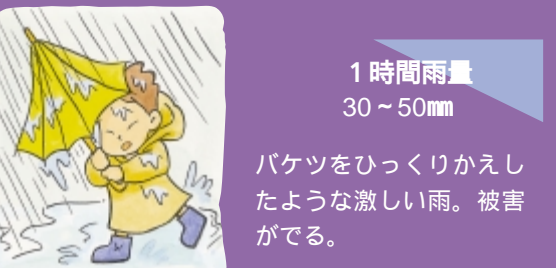
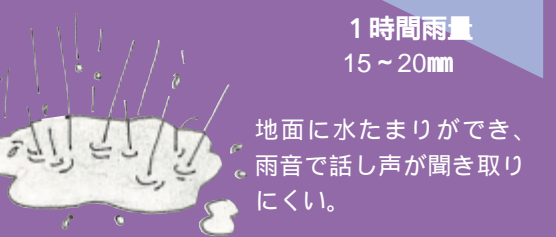


知って得する

風の速さと被害の程度



雨量の見方



地震

安全対策10か条

チェックポイント

地震から身を守る最大のポイントは、日頃の備え。ケガや火災などの二次災害を引き起こさないためにも、いざという時の行動を頭にたたき込んでおきましょう。



地震発生と同時にタンスが倒れたが、寝室には大きな家具を置いてなかったのが助かることができた。

ポイント 家具の転倒防止と家の中に安全なスペースをつくるのが大切。

玄関ドアがゆがんで、家の中に閉じ込められた。窓ガラスを割って外へ出ることができた。

ポイント 玄関ドアが鉄製などは注意が必要。玄関以外からも脱出する場所の確保が大切。

1 まず身の安全を！

ケガをしたら火の始末や避難がおくれてしまいます。家具の転倒や落下物には十分な対策を。



2 すばやく火の始末

揺れを感じたらすばやく行動。火元付近には燃えやすいものを置かない習慣を。



3 戸を開けて出口の確保

震動でドアが開かなくなることも。戸を開けて避難口の確保を。



4 火が出たらすぐ消火

万一出火しても天井に燃え移る前なら大丈夫。あわてず消火を。



5 あわてて外に飛び出さない

飛び出しはケガのもと。冷静な判断を。



6 狭い路地やブロック塀には近づかない

ブロック塀や自動販売機は倒壊の恐れが。すばやく避難を。



7 山崩れ、がけ崩れに注意

居住地の自然環境を把握して二次災害防止の心掛けを。



8 避難は徒歩で

マイカーでの避難は危険なうえ緊急出動の障害に。ルールを守る心のゆとりを。



9 協力し合って応急救護

地域ぐるみで協力し合って応急救護の体制を。



10 正しい情報を聞く

事実のひとつ。間違った情報にまどわされず的確な行動を。



家の倒壊で下敷きになり、動くことができなかったが、近所の人協力して助け出された。

ポイント 阪神・淡路大震災では、消防・警察・自衛隊によって救出された人は、7,900名、近隣の住民に救出された人は、約27,000人。ふだんから地域とふれあい、互いに助け合う地域づくりが大切。

地震発生後、うわさやデマが流れたが、ラジオからの情報で惑わされなかった。

ポイント ラジオ、有線放送等で正確な情報を得て、行動することが大切。

原村を取り巻く地震環境

活断層とは、過去に繰り返し地震を発生させ、今後も再び活動して地震を発生させると考えられる断層のことを言います。日本には、約2,000の活断層があると推定されています。

原村においては、活断層は確認されていませんが、隣接する茅野市、富士見町において、**糸魚川 静岡構造線断層帯(中部)**が確認されています。国の地震調査研究推進本部によると、**この活断層による今後の地震発生確率は30年以内で14%**とされており、日本の主な活断層の中では高い発生確率のグループに属します。

糸魚川 静岡構造線断層帯(中部)で地震が発生した場合、原村では、**計測震度(最大)は7**と予測され、次のような被害が出ると予測しています。

被害区分		想定結果
建物被害	全壊棟数	1,584棟
	半壊棟数	1,014棟
火災被害	出火件数	8件
	焼失棟数	22棟
人的被害	死者	36名
	重傷者	29名
	避難者	2,872名

*長野県地震対策基礎調査(平成14年3月)より。

火災

火災防止10か条

チェックポイント

今まで何も起こらなかったからといって、明日も大丈夫という保証はありません。あなたの生活習慣を見直して、防火意識の高い新しい習慣を身につけましょう。



大火記念碑

原村の大火災の記録 明治40年4月26日(金)午前11時30分 中新田より出火

- ・火災原因：取り灰の不始末（一説に子供の火遊び）
 - ・被害地域：中新田・ハツ手
 - ・被害状況：南風が強く北方に向かって延焼、正午頃には十数戸に延焼
- 4月26日は大火記念日とし、毎年中新田区では火災予防啓発をしています。100周年を迎え、記念式典が開かれました。

1 ストープの周辺はすっきりと

特にカーテン、洗濯物には要注意。石油ストーブの給油、移動は必ず火を消してから。



2 揚げ物のときはその場を離れない

電話や来客の応待は、必ず火を消してから。そばに燃えやすいものを置かない心掛けも。



3 寝たばこ、ポイ捨て厳禁

寝たばこは、しない、させない習慣を。火のついたたばこの放置やポイ捨ても厳禁。



4 放火をさせない環境づくり

家の周りに燃えやすいものを置かない。物置、車庫などのカギはしっかりと。



5 強風の日のたき火は危険

消火用の水を用意して。子供だけでたき火をさせない。風のある日のたき火は中止。



6 子どもにはマッチやライターで遊ばせない

日頃のしつけをしっかりと。目の届くところにマッチやライターを置きっぱなしにしない。



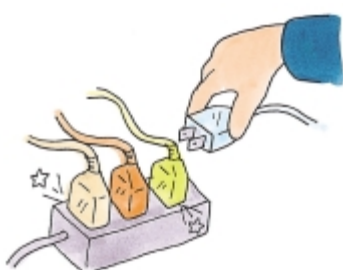
7 風呂の空だきをしない

点火のときは浴そうの水量を確認。点火、消火は目で確認。



8 コンセントにこまめな気づかい

たこ足配線、コンセントまわりのホコリに注意。使わない時はこまめに抜く。



9 就寝前の火の用心

ガスの元栓、コタツのコンセントなど指さし点検で火の元確認。



10 消火の備えを万全に

簡易型火災警報機や消火器を設置して防火訓練には積極参加。



住宅用火災警報器の設置について
消防法及び諏訪広域連合火災予防条例により、全ての住宅に、住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。新築の住宅については平成18年6月1日から設置が義務付けられています。また既存の住宅についても平成21年5月31日までに設置が必要です。大切な命と財産を守るため、早めに設置いたしましょう。

<天井取り付け式>



<壁取り付け式>



(出典) 東京消防庁

知って得する

火災が起きたら!?

1

天井に火が燃え移ったときが避難の目安。



2

服装にこだわらずに避難する。ただし、化繊など燃えやすい素材のものは気を付ける。



3

貴重品に執着しない。ひとまとめにしておいて、いざというときに持ち出す。



4

火の中は一気に走り抜ける。足元に注意。



5

煙の中では姿勢は低く、床をはうように。室内は壁づたい、廊下なら中央を進む。



6

濡れタオルで口をふさいで煙を避ける。



7

お年寄り、子供、病人を最優先に。



8

いったん逃げ出したら、再び中には戻らない。



9

大声を出して近所に知らせる。



10

逃げ遅れた人がいるときは、すぐ消防隊員に知らせる。

